



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2025/1/13

NO.592 村上市仲間町334
 村上民主商工会
 ☎75-5272 FAX62-7392

年末調整 作成会

日時 1月10日(金)

**時間は左記の地区ごとに
お越しください。**

●村上・瀬波・山辺里・荒川地区の方
午後1時から

●朝日・岩船・神林地区の方
午後3時30分から

会場 民商事務所



持ち物

一年間の賃金台帳(給与・社会保険料、雇用保険料・源泉所得税のそれぞれの合計額)、生命保険料・地震保険料・社会保険料等の控除証明書、納付書・市や村・税務署から届いている書類、**電卓、筆記用具**

令和6年分の年末調整

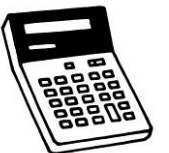
役員・従業員への給与支払事業所は、年末調整が必要です。給与の支払を受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などから源泉徴収をしている税額と、本年分の給与の総額について納めなければならぬ税額を比べて、過不足額を精算する手続きです。今回は定額減税の関係もあります。



◆税額の納付期限は、納期の特例の承認を受けている場合、1月20日(月)までです。

◆市・村、税務署に提出する給与関係の書類提出期限は、1月31日(金)までです。

確定申告準備会 兼 記帳会



もう1月ですよ！
申告の準備会をします！

日時 **1月17日(金)**
 ①昼の部 14時～
 ②夜の部 19時～

場所 **民商事務所**

参加希望の方は①または②の時間を民商へご連絡を

確定申告に向けての準備会です。時間はあっという間に過ぎます。
 この日時で令和6年分の売上や経費を計算し、「所得」を出せるところまで進めます。
 2月にはすぐ確定申告書の作成ができるよう、皆さんと足並みをそろえます。
 ぜひ参加してください。お願いします。

過払い金の相談も受付しています

1月の無料法律相談

日時 1月15日(水)
午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 1月10日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2025/1/13

NO.592 村上市仲間町334
 村上民主商工会
 ☎75-5272 FAX62-7392

確定申告 今後のスケジュール

- 1月** 売上から経費を引いた「所得」が出せるように準備を
- 2月** その「所得」で確定申告書の作成をすぐできるように準備を



青旗開き(新年会)のご案内

日時 1月26日(日) 午後5時から
会場 居酒屋スナック My way
 (村上市天神岡)
会費 2,500円

皆さまのご参加をお願いします

定額減税について

昨年6月から始まった定額減税は、昨年12月給与支払時点で引ききれなかった場合でもそこで終了です。今年1月給与支払には繰り越せません。今年1月給与支払からは、定額減税に関係なく、いつも通りに源泉所得税を天引きしましょう。

労働保険料の納期限

第3期分の口座振替は1月31日(金)

確定申告の準備を

今年の申告に向けて『自主計算ノート』などを会員さんにお届けしました。消費税のしくみ、インボイス制度対策、所得計算の仕方、書き方などが掲載されていますので活用しましょう。

一年間の売上・仕入・経費等の記帳をし、確定申告の準備をお願いします。

▼総収入金額となるもの

現金売上のほかに、売掛金、未収入金分、自家消費、損害保険金、補償金、雑収入などを計上しましょう。

年内に販売をしたが、12月31日現在で受け取っていない代金を収入にプラスしましょう。また、前年に販売して当年に受け取った代金をマイナスしましょう。

▼必要経費となるもの

現金による仕入れ経費のほかに、買掛金、未払経費、前払経費、家事関連費、租税公課、などを計上しましょう。

年内に購入したが、12月31日現在で代金を支払っていない金額を経費にプラスしましょう。また、前年に購入して当年に代金を支払った金額をマイナスしましょう。

▼期末棚卸(在庫調べ)

年内中に購入した商品、材料代などの中には、その年の必要経費にならないものがあります。その年の売上を得るために、実際に販売・消費した分の商品、材料代を必要経費にしましょう。

▼家事関連費などの除外と自家消費

租税公課や水道光熱費、通信費、地代家賃、接待交際費、支払利息などには、自宅分や事業に關係のない支出が含まれている場合があります。この支出は必要経費から除きましよう。自宅とお店や工場が一緒になっている場合は、使用割合などでその支出をあん分ましよう。仕入れたものを自分で使うことを自家消費といい、その場合には仕入れ金額相当額を売上計上しましょう。